

民間開放でビジネスチャンスつかめ

(本稿は、2月7日付千葉日報に掲載されたものです)

(株)ちばぎん総合研究所

主任コンサルタント 野平 雅史

公共サービスの民間開放が徐々に進んでいる。

しかしながら、民間企業、特に中小企業においては、民間開放の対象業種であっても、一部の企業を除けば、民間開放に対する関心が薄いと思われる。民間企業にとっては、ビジネスチャンスが広がっているわけであり、自社のノウハウが生かせそうな分野があるならば、もっと、民間開放に関心を持ち、新規参入を検討してみるべきである。

一方、既に行政機関と取引のある企業においては、既得権に甘えているだけでは、既存の取引が他社へシフトされてしまう可能性が高まって行くはずであり、そうした観点からも、民間開放にもっと関心を持つべきである。

いずれの場合も、公共サービスの民間開放でビジネスチャンスを掴(つか)むためには、以下の5つの点を中心に準備を急ぐ必要がある。

1番目は、「民間開放に関する動向の把握」である。専門的・定型的な事務事業等に関する「民間委託」に始まった民間開放は、平成11年に「PFI制度」(民間資金等の活用により公共施設等の整備を行う制度)、平成15年に「指定管理者制度」が加わった。千葉県内でも、平成17年1月20日現在「PFI制度」は13件、「指定管理者制度」は25施設以上に導入されており、徐々に導入先が広がっている。

特に「指定管理者制度」については、運営の自由度、資金負担、企画提案負担等(表参照)に対象数を加味して考えると、中小企業にとっても、ビジネスチャンスが多いと思われる。さらに、「指定管理者制度」は、平成18年9月の全面的な制度移行期限までに、相当数の施設に導入されることが予想されるため、個別施設への導入の可能性を注視する必要がある。

また、来年度は、「市場化テスト」(官と民とが同時に競争入札に参加する仕組み)のモデル事業が実施される方向になっており、早期の法制化を期待したい。

2番目は、「ターゲットの選定」である。すなわち、対象とする業務分野と行政機関をどのように選定するかといった点である。自社のノウハウが生かせる業務分野、自社の拠点に近い行政機関が第1のターゲットになるだろうが、複数の業務分野、自治体をターゲットとする場合は、「範囲の経済性」を追求して、地元密着で複数分野を展開する戦略や、「規模の経済性」を追求して、複数の自治体に対して同一の業務分野を展開する戦略等、どのような戦略をとるべきかについて検討する必要がある。

3番目は、「『お客様』(=住民)ニーズに対応できる仕組みの構築」である。「お客様」である住民の満

足度を高めるためには、ニーズを把握して、それに対応できるようにすることが必要である。民間企業は当然のこととして行ってきたことであり、既存のノウハウを生かして工夫を加えれば、価格、品質、品揃え等、お客様満足度は格段に高まるのではないだろうか。

例えば、コストについては、「公立と民間とのコストとサービスの比較」(平成12年4月、地方自治経営学会)によれば、分野によって違いはあるが、官民では10~90%程度民間の方がコストが低いという実績がある。特に、学校警備員・用務員、保育所、幼稚園等の分野ではその差が大きい。

4番目は、「参入対象業務に関する理解」である。自治体の外郭団体や既存の管理運営団体も競合相手となるため、行政課題、業務目的、業務範囲、管理基準、既存のコスト構造等の理解で劣後しないよう努めることが必要である。

この点に関しては、民間企業の努力だけでは対応できない場合もあるため、官側に対して、十分な情報公開と説明や意見交換を求めたい。

5番目は、「業務提携先の確保」である。自社だけで対応可能な場合は不要であるが、自社だけではノウハウが不足する場合やコストが合わない場合等は、他社と業務提携を行って役割を分担する必要がある。

業務提携先としては、取引先、異業種、地元企業(自社の地元でない場合)等の営利企業に加え、NPOや地域団体も視野に入れる必要がある。業務提携先が見つからない場合は、取引先や金融機関から紹介を受けることも一つの方法である。また、業務提携にあたっては、当然のことながら、ノウハウやコストに加えて信用力も確認する必要がある。

以上のような準備を経て、多くの民間企業が行政機関の独占市場であった公共サービス市場に参入することにより、公共サービスのコストが削減され、お客様志向で満足度の高いサービスが提供されることに期待したい。

「民間開放に関する制度の比較」

	対象業務	具体的業務又は対象施設の例	運営の自由度	建設資金の調達	企画提案の負担	企業規模	主な参入業種
民間委託	①一般事務	清掃、ごみ収集、検針、給与計算	低	不要	小	小規模でも可	清掃、警備、ハイヤー、給食、情報処理
	②施設運営事務	公園、体育館、図書館、保育所					建設、設計、ビルメンテナンス、警備、造園、飲食、宿泊、福祉、スポーツクラブ、スイングクラブ、葬祭、産廃処理、小売、電力、鉄道、舞台技術、イベント、展示・装飾、不動産管理、銭湯、給食
指定管理者制度(対象:地公体)	施設運営・維持管理	公園、体育館、会館、保育所、火葬場、宿泊施設	高	不要	中	小規模でも可	
PFI制度	施設整備・運営・維持管理	学校、庁舎、福祉施設、公営住宅、港湾施設、刑務所	高	必要	大	一定規模以上	